

危険物品を持ち込む場合の火災予防上の措置

- 1 消火器を設置する。
- 2 避難上又は通行上支障のない場所とする。
- 3 転倒又は落下のおそれのない場所とする。
- 4 階段室内等から 5 メートル以上隔離する。
- 5 防火管理者等による監視体制を講じる。
- 6 危険物については、指定数量の 5 分の 1 未満とする。
- 7 可燃性固体類及び可燃性液体類については、火災予防条例別表第 8 に定める数量の 5 分の 1 未満とする。
- 8 可燃性ガス容器は、ガス総重量 5 キログラム未満に相当する個数とする。
- 9 火薬、爆薬の消費については、次の量以下とする。
 - (1) 0.1 グラム以下は 50 個
 - (2) 0.1 グラムから 1.5 グラムは 10 個
- 10 煙霧発生機等で舞台効果のために使用する機器については、機器の特性、性能等が明確で、かつ安全性が確認されたものとする。
(危険物第 4 類第 1 石油類、第 2 石油類に該当する発煙剤を用いるものは使用しない。)